

業務委託仕様書（案）

I 業務概要

1. 業務名称 大阪府立母子保健総合医療センター手術棟増築工事基本計画・基本設計
その他業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 大阪府立母子保健総合医療センター

(2) 施設の場所 大阪府和泉市室堂町840

(3) 施設用途 病院・研究所

(平成21年国土交通省告示第15号別添二第十号(第2類)総合病院)

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 71,604.96㎡

b. 用途地域及び地区の指定 第1種中高層住居専用地域

(2) 施設の条件

a. 手術棟増築工事

(a) 施設の延べ面積 約6,700㎡

(b) 主要構造及び階数 RC造 地上2階、地下1階

(c) 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

ア 構造体 I 類

イ 建築非構造部材 A 類

ウ 建築設備 甲 類

b. 事前準備工事

(a) 改修工事 延べ面積 185.8㎡

ア 看護師宿舎 113.6㎡（託児所に改修）

イ 病棟(旧食堂等) 72.2㎡（解剖室・霊安室に改修）

(b) 新築工事 延べ面積 370.0㎡

ア 機械室 48.0㎡、RC造 平屋

イ 救急車車庫 62.0㎡、S造 平屋

ウ 自転車置き場 260.0㎡、S造 平屋

(c) 撤去工事 延べ面積 698.7㎡

託児所(103.2㎡)、解剖室・霊安室(102.5㎡)、玄関兼救急車車庫(131.8㎡)、機械室(56.0㎡)、公用車車庫棟(193.2㎡)、自転車置場(112.0㎡)

(d) 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

ア 構造体	I 類（機械室、救急車車庫）
	II 類（託児所、自転車置場）
イ 建築非構造部材	A 類（全ての対象建築物）
ウ 建築設備	甲 類（全ての対象建築物）

(3) 整備の条件(想定)

a. 工事費	手術棟増築工事	約 27 億円（事前準備工事含む）
b. 工期	手術棟増築工事	約 13.0 ヶ月
	事前準備工事	約 6.0 ヶ月

(4) その他の設計と条件は、『大阪府立母子保健総合医療センター手術棟整備基本構想（以下「基本構想」という。）』による。

4. 設計委託業務の範囲

(1) 手術棟増築工事に係る建築・設備工事の基本計画

(2) 手術棟増築工事に係る建築・設備工事の基本設計

(3) 事前準備工事に係る全ての建築・設備工事の実設計

改修工事・新築工事の概略設計及び全ての撤去工事の図面作成を含む。

(4) デザインビルド方式による事業者の募集要項等の作成支援

手術棟増築工事について、デザインビルド方式（実設計及び建設工事を一括して発注する方式）による事業者の募集、選定に際して必要な募集要項等の作成支援業務。

5. 履行期間 契約締結日から、それぞれ次の期日までとする。

手術棟増築工事	基本計画	平成23年	8月31日まで
	基本設計	平成24年	3月30日まで
事前準備工事	実設計	平成23年	12月20日まで

II 業務仕様

1. 共通仕様書

本業務委託仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）による。ただし、当該共通仕様書に記載の内「調査職員」とあるのは、「監督職員」と読み替える。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者(業務を管理及び総括する責任者)は、一級建築士(建築士法 昭和 25 年法律 第 202 号)とする。

3. 主任技術者の配置及び資格要件

意匠担当、構造担当、電気担当及び機械担当の主任技術者(管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括する者で、発注者との定例的な打合せに出席する者)を配置する。

意匠担当主任技術者は一級建築士、構造担当主任技術者は構造設計一級建築士又は一級建築士、電気担当及び機械担当主任技術者は一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士(建築士法施行規則 昭和 25 年建設省令第 38 号)とする。

4. 業務履行体制

管理技術者及び意匠担当主任技術者は、応募者の事務所(建築士法第 23 条に規定する一級建築士事務所)に所属していること。

管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気担当及び機械担当主任技術者は、それぞれ 1 名とするが、管理技術者と意匠担当主任技術者は兼任できる。

技術提案書に記載した履行体制により本業務を履行すること。

なお、本業務の受託者は、手術棟増築工事に係る実施設計業務には参加できない。

5. 業務の対象となる工事等

(1) 手術棟増築工事

a. 工事場所 母性病棟(B棟)に接続して増築

b. 施設規模 約 6,700 m²

c. 整備する諸室

部門	整備面積	諸室
手術部門	約2,000m ²	手術室(10室)、アンギオ操作室、手術ホール、蘇生室、手術管理室、リカバリー室、麻酔導入室、配盤準備室、器材庫、薬品庫、汚物処理室、ごみリネン室、家族待合ホール、家族控室、説明室、男子更衣室、女子更衣室、医師更衣室、医師控室、看護師控室、看護師長室、医師当直室、看護師当直室等
ICU部門・小児救急部門	ICU部門 約1,300m ²	PICU(12床)、HCU(6床)、前室、薬局、スタッフステーション、調乳室、検査室、配膳室、談話コーナー、カンファレンス室、室長室、医師控室、看護師長室、看護師控室、仮眠室、当直室、便所、器材庫、倉庫リネン室、洗浄室
	小児救急部門 約800m ²	診察室、観察室、点滴処置室、感染室、前室、スタッフステーション、CT室、CT操作室、透視室、薬局、待合、日帰り手術室、救急事務室、救急医師室、救急看護師室、男子更衣室、女子更衣室、当直室、汚物処理室、洗浄室、器材庫、便所等

中央材料部門	約700㎡	回収ホール、仕分・洗浄室、組立・包装室、既滅菌保管室、払出ホール、ワゴンプール、事務室、スタッフ控室、男子更衣室、女子更衣室、便所、倉庫等
霊安・剖検部門	約200㎡	霊安室、解剖室、前室、CT操作室、標本室、軟線撮影室、遺体安置室、霊安ホール、男子更衣室、女子更衣室、ユニットシャワー
共用部その他	約1,700㎡	エントランスホール、廊下、EVシャフト、階段等 RO水装置室、電気室、機械室、便所、職員便所、女子更衣室、男子更衣室、新生児科器材室、湯沸室等

(2) 事前準備工事

手術棟増築予定地にある託児所、車庫等の機能移転(改修・新築)工事及び撤去工事

- a. 託児所 看護師宿舎(RC造4階建の1階部分)を託児所に改修し、機能移転後に撤去すると共に、看護師用駐車場(21台)を整備
- b. 解剖室・霊安室 病棟(RC造5階建の地下1階部分)の旧職員食堂等を改修し、機能移転後に撤去
- c. 機械室 吸引ポンプ・医療ガス機械室を医療ガス棟横に新築し、機能移転後に撤去
- d. 救急車車庫 リニアック棟横に新築し、機能移転後に撤去
- e. 駐輪場 駐車場横に新築し、機能移転後に撤去
- f. 公用車車庫 撤去のみ

6. 業務の内容

(1) 基本計画に関する標準業務

検 討 項 目	検 討 内 容 例
a. 敷地与条件等の整理	・敷地状況、周辺環境等について現地調査並びに必要なに応じて関係機関と協議を行い、敷地の与条件を整理する。
(a) 敷地の現況	・現地調査により、既存施設、全面道路、敷地の地形、植生等を把握する。
(b) 供給処理施設の条件	・供給処理施設（電気、ガス、給排水、電話、CATV等）の現状及び条件を把握する。
(c) 周辺環境	・現地調査等により、地形、緑地等の自然条件、公共公益的施設、交通機関、道路等の社会的条件、及び周辺の土地利用状況、町並み等を把握する。
(d) 法規制、官公庁関係条件	・建築基準法等の関係法令の規制、及び官公庁等関係機関の敷地、施設に関する条件を把握する。（市条例等に留意する）
(e) 施工条件	・工事用進入道路や、立地と敷地の特性、周辺環境等による施工条件を把握する。
(f) 既存施設、及び類似施設	・既存施設や類似施設の内容、利用状況、運営管理の状況等を把握する。
b. 計画条件の設定	・基本構想で立案した事業内容、施設機能、管理運営方針等を具体化し、必要諸室、規模等の計画条件を設定する。
(a) 必要諸室の設定	・基本構想で立案された所要室を含め、必要諸室を設定する。 ・利用人員、主要機器、室の使い方、1人あたりの必要面積類似施設の状況等を検討し諸室及び共用部分の面積を検討する。
(b) 諸室相互の関連性の検討	・諸室ごとの内容、機能、利用時間等の運営計画、運営組織や管理計画などを考慮し、諸室相互の機能的関連性を検討する。
(c) 施設相互の関連性	・各施設の特性を考慮して、機能的関連性を検討する。
(d) 規模の設定	・(a)～(c)を総合的に考慮し、建物規模等を設定する。
(e) 駐車台数の検討	・施設利用者の駐車需要や交通機関、敷地条件、関係法令等を勘案し、計画駐車台数を検討する。 (既存施設等で可能な場合は駐車需要実態調査を行う) (新規施設等で実態調査が実施できない場合は、類似施設の実態を参考にする)
(f) 専門家の意見聴取	・計画施設に関して、専門的知識を要する事項について専門家の意見やアドバイスを受ける。
c. 施設計画の検討	・計画条件に基づいて、複数の配置計画や平面計画などの建築物の空間構成の検討を行い、比較検討、課題の把握を行う。
(a) 計画方針の設定	
イ 施設計画の基本方針の設定	・施設の目的、位置づけ、整備方針を整理するとともに、土地利用、空間構成、景観形成、環境共生、緑化方針等の施設イメージについての基本方針（コンセプト）を定める。
ロ 施設整備水準の設定	・施設の内容、利用者層、運営管理計画等から目標とする施設の水準を設定する。
(b) ゾーニングの検討	・事業内容の特性に応じてゾーニング（部門分け）を行い、諸室をグルーピングする。
(c) ブロックプランの検討	・ゾーニングを基に階層構成等を検討し、ブロックとしてまとめその規模や相互の動線（関連性）を考慮しながら、ブロックプランを策定する。

(d) 土地利用計画・配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックプランを基に、建築物の配置、緑地、広場、駐車場、発電機地下燃料タンク、防火水槽、消防用活動空地、雨水貯留槽等を含めた土地利用計画（配置計画）の検討を行う。 ・必要に応じて敷地造成計画を検討する。 （関係法令基準に基づき、造成高さ、切り盛り土量、法面保護、排水計画等を策定する）
(e) 平面、断面計画	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画、ブロックプラン、各階の階高等を総合的に検討し、概略の各階平面計画及び断面計画を検討する。 ・平面計画から共用部分を含む施設の延床面積を算出する。
(f) 構造計画	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な構造種別を検討する。 ・既資料から杭長等工事費概算に係る検討を行う。 ・免震構造の適用について検討を行う。
(g) 設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、給排水、衛生設備などの引き込みや基本的な設備システム、及び特殊設備等の必要性について検討する。
(h) 防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の用途、規模に対応した防災設備やファイアーレーン（消防車の寄りつき）の確保等の条件を整理する。 ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説による検討を行う。
(i) 周辺への環境影響予測	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への影響を検討する。 （日影、日照、騒音、臭気、プライバシー、周辺電波障害等） ・必要に応じて、日影図を作成する。
(j) 大阪府温暖化防止条例に基づく環境配慮指針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の視点から当該施設に相応しい環境配慮事項について検討する。 ・CASBEE による評価結果において、建築物の環境性能効率(BEE)が1.0以上確保されていること。
(k) 大阪府自然環境保全条例に基づく緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府自然環境保全条例を満たす緑化計画の検討。
(l) 施工・転がし計画	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地条件等を勘察し、工事用進入路、仮設計画等の課題について検討する。 ・必要に応じて転がし計画等について検討する。
(m) 工事スケジュールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、法的手続き等に必要期間（費用の調査含む）、工期及び予算化時期等のスケジュールを作成する。 ・必要に応じて、ローリング（ころがし）等の工事工程計画を検討する。
(n) 工事費の概算	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費の概算に必要なデータを算出、整理を行う。
d. 報告書のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書原案作成及び最終報告書の作成

(2-1) 基本設計に関する標準業務

項 目		業務内容
a. 設計条件等の整理	(a) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(b) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
b. 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(a) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(b) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
c. 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水

況の調査及び関係機関との打合せ		道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
d. 基本設計方針の策定	(a) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(b) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
e. 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
f. 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
g. 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(2-2) 基本設計に関する追加業務

業務	仕様		
a. 完成予想図の作成	鳥瞰図 (A 1版)	1枚	額 (アルミ) 有
b. 透視図の作成	外観 (A 1版)	1枚	額 (アルミ) 有
	内観 (A 1版)	3枚	額 (アルミ) 有

(3-1) 実施設計に関する標準業務

項目		業務内容
a. 要求等の確認	(a) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(b) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
b. 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(a) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(b) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
c. 実施設計方針の策定	(a) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(b) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及

		び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(c) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
d. 実施設計図書の作成	(a) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(b) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
f. 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
g. 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(3-2) 実施設計に関する追加業務

- a. 平成21年国土交通省告示第15号別添四第1項第七号（積算）に掲げる業務及び関連資料の作成
- b. 市町村指導要綱による届出書等の作成（標識看板の作成、設置報告書の作成、日影図の作成等）
- c. 申請手続き等業務（必要な各種協議、申請書等の作成、提出及び受領を含み建築確認手数料等、手続きに必要な費用を含む。）

(4) デザインビルド方式による事業者の募集要項等の作成支援業務

- a. デザインビルドに係る事例調査
事業者の募集・選定スケジュール、事業者選定基準、発注者と設計事務所・請負業者との契約形態等を調査する。
- b. 募集要項(案)の作成
設計業務・施工業務に係る部分について、デザインビルド方式により円滑に業務を遂行するための方策を検討の上、募集要項(案)を作成する。また、事業者に設計意図を伝達するため必要な部分について、基本設計に加え詳細図等を作成する。
- c. 事業者選定基準(案)の作成
技術提案の内容とその評価基準について、事業者選定基準(案)を作成する。

d. デザインビルドに係る各種説明用資料の作成

7. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本計画・基本設計業務は、提示された設計と条件、適用基準（別紙参照）及び応募者提案の記載に従って行う。
- b. 実施設計業務は、指示された設計と条件、基本設計図書、適用基準及び応募者提案の記載に従って行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。打ち合わせ時の資料は、受託者が必要部数を準備する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 定例打ち合わせ（週1回程度）

(3) 貸与資料

- a. 現況測量図
- b. 『基本構想』報告書
- c. 既存建物竣工図（紙ベース）
- d. 地質調査報告書

(4) 成果物の提出場所は、大阪府立母子保健総合医療センター事務局とする。

(5) 質問回答書の作成

実施設計に関する成果物の引渡し後といえども、当該設計に関する質問が生じたときは、病院機構と協議し、受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

(6) 設計変更、追加設計の実施

実施設計に関する成果物の引渡し後といえども、現場で設計の変更が生じたときは、病院機構と協議の上、受注者は、原則として無償で変更設計を行うこと。（杭芯ずれによる基礎の補強計算も含む。）

8. 成果物の利用の許諾

本委託による成果物を、デザインビルド方式による実施設計業務等に係る設計者選定及び実施設計業務等の基礎資料として利用することについて、業務委託契約書第8条の規定により許諾すること。

Ⅲ 要求成果物

1. 成果物の作成は、建築工事設計図書作成基準^(*)及び建築設備工事設計図書作成基準^(*)により行う。
2. 電子データの納品については、建築設計業務等電子納品要領案^(*)による外、図面等はPDF形式に変換したのも併せて納品すること。
3. 納品は、原図1部と電子データを記録したCD-Rによる。

(*)：国土交通省大臣官房官庁営繕部基準

4. 成果図書は、以下のとおりとする。

(1) 基本計画に関する成果図書（基本計画報告書）

項 目		備 考	
a. 敷地与条件等	(a) 敷地の現況	A3版 CADで作成	
	(b) 供給処理施設の条件		
	(c) 周辺環境		
	(d) 法規制、官公庁関係条件		
	(e) 施工条件		
	(f) 既存施設及び類似施設		
b. 計画条件	(a) 必要諸室一覧		
	(b) 諸室相互の関連性		
	(c) 施設相互の関連性		
	(d) 規模（面積表）		
	(e) 駐車台数算定結果		
	(f) 専門家の意見聴取結果		
c. 施設計画の検討	(a) 計画方針	A3版 CADで作成	
	(b) ゾーニング		
	(c) ブロックプラン		
	(d) 土地利用計画・配置計画		
	(e) 平面、断面計画		
	(f) 構造計画		
	(g) 設備計画		
	(h) 防災計画		
	(i) 周辺への環境影響予測		
	(j) 環境配慮指針検討結果		
	(k) 緑化計画		A3版 CADで作成
	(l) 施工・転がし計画		
	(m) 整備スケジュール		
	(n) 工事費の概算書		
d. 検討・根拠資料等	ヒヤリング結果、協議録、各種計算書、見積り書等		
(注) 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。			

(2) 基本設計に関する成果図書

設計の種類		成果図書
a. 総合		ア 計画説明書 イ 仕様概要書 ウ 仕上概要表 エ 面積表及び求積図 オ 敷地案内図 カ 配置図 キ 平面図 (各階) ク 断面図 ケ 立面図 コ 工事費概算書
b. 構造		ア 構造計画説明書 イ 構造設計概要書 ウ 工事費概算書
c. 設備	(a) 電気設備	ア 電気設備計画説明書 イ 電気設備設計概要書 ウ 工事費概算書 エ 各種技術資料
	(b) 給排水衛生設備	ア 給排水衛生設備計画説明書 イ 給排水衛生設備設計概要書 ウ 工事費概算書 エ 各種技術資料
	(c) 空調換気設備	ア 空調換気設備計画説明書 イ 空調換気設備設計概要書 ウ 工事費概算書 エ 各種技術資料
	(d) 昇降機等	ア 昇降機等計画説明書 イ 昇降機等設計概要書 ウ 工事費概算書 エ 各種技術資料
<p>(注)</p> <p>1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。</p> <p>2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。</p> <p>3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。</p> <p>4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。</p> <p>5 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。</p> <p>6 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。</p>		

(3) 実施設計に関する成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図 (各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 (各面) ⑩ 矩計図

		<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図（各階） ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事費概算書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他確認申請に必要な図書
(2) 構造		<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図（各階） ④ 軸組図 ⑤ 部材断面表 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	a. 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑧ 動力設備平面図（各階） ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図（各階） ⑪ ナースコール設備系統図 ⑫ ナースコール設備平面図（各階） ⑬ 火災報知等設備系統図 ⑭ 火災報知等設備平面図（各階） ⑮ 屋外設備図 ⑯ 工事費概算書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他確認申請に必要な図書
	b. 給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図（各階） ⑧ 排水処理設備図 ⑨ 医療ガス設備系統図 ⑩ 医療ガス設備平面図（各階） ⑪ その他設置設備設計図 ⑫ 部分詳細図 ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書 ⑮ 各種計算書 ⑯ その他確認申請に必要な図書
	c. 空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 空調設備平面図（各階） ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図（各階） ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ⑪ 工事費概算書 ⑫ 各種計算書 ⑬ その他確認申請に必要な図書
d. 昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事費概算書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。なお、本委託での現況調査及び工法検討により作成図面の追加、変更は業務期間中に監督職員との打合せにより決定するものとする。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

※1 工事区分について

建築(総合・構造)、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備工事等の工事区分は、工事区分一覧(参考)による。(別紙参照)

※2 設計図書への製品名等の記載について

- (1) 設計図には特定の製造業者による製品名等は原則記載しないものとし、仕様・品質(性能・材質・JIS 記号)等を表示する。
- (2) 使用予定の製品等の選定に当たっては、原則として同様の仕様・品質と認められる3社以上の製品(社名・品名・型番等)を記載すること。

※3 アスベスト含有建材等について

- (1) 「労働安全衛生法施行令」に規定されている「石綿等」については、その有無、種類及び数量を入念に調査すること。
- (2) 目視及び設計図書等により調査し、アスベスト含有建材が使用されている場合又は疑わしい材料が使用されている場合は、使用部位、材料名、数量(見付寸法及び面積)、厚さ等を調査し、アスベスト含有建材使用撤去物仕上表を作成すること。

※アスベスト含有建材の例

石綿セメント円筒、押出成形セメント板、石綿スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、けい酸カルシウム板、石綿セメント板、パルプセメント板、Pタイル、石膏ボード、塩ビシート等

- (3) 外観(屋根、外壁等)2面以上、各室内部(天井、内壁、梁、間仕切壁、床等)6面以上を写真撮影すること。
- (4) アスベスト含有建材が使用されている場合は、平面図、立面図、断面図、詳細図(平面、断面)、展開図、天井伏図、仕上表等にアスベスト含有建材である旨を明記すること。

(4) デザインビルドによる事業者の募集、選定等に係る成果図書

a. 募集要項案(設計・施工に係る部分)

b. 事業者選定基準案(設計・施工に係る部分)

- c. デザインビルド事例調査結果報告書
- d. デザインビルドに係る各種説明用資料

IV その他

受託者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。また、受託者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、当該下請業者に届出等を指導しなければならない。届出等がない場合は、入札参加停止にすることがある。

1. 適用基準類

適用図書は、最新年度版を使用すること。

- ・ 建築設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 建築構造設計基準 (//)
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (//)
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 (//)
- ・ グリーン庁舎計画指針及び同解説 (//)
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書 (//)
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (//)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (//)

- ・ 建築設備計画基準・同要領 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 建築設備設計基準・同要領 (//)
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き (//)
- ・ 建築設備設計計算書書式集 (//)
- ・ 電気設備工事共通仕様書 (//)
- ・ 電気設備工事標準図 (//)
- ・ 機械設備工事共通仕様書 (//)
- ・ 機械設備工事標準図 (//)
- ・ 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説 (//)

- ・ 公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築数量積算基準 (//)
- ・ 建築工事内訳書作成要領 (建築工事編) (//)
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準 (//)
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説 (//)
- ・ 建築設備工事内訳書標準書式 (//)
- ・ 建築設備工事内訳書作成要領 (設備工事編) (//)
- ・ 建築設計業務等電子納品要領 (案) (//)
- ・ 別途監督職員が指示したもの

2. 工事区分一覧 (参考)

(1) 共通

工事種別	建築	電気	機械	ガス	備考
スリーブ (ツバ付鋼管スリーブ共) 入れ	○				
同上補強	○				
同上復旧 (モルタル詰及び仮復旧)		○	○	○	
ピット間土間配管		○			
同上掘方、埋戻	○				
点検口	○				

(2) 屋上

工事種別	建築	電気	機械	ガス	備考
屋上防水仕舞い	○				
テレビ共聴用アンテナベース、壁付けマスト 金物		○			
同上基礎 (アンカーボルト 含)	○				
同上支線及びメッセンジャー取付金物		○			

(3) 一 般

工事種別	建築	電気	衛生	空調	ガス	備品	備 考
自動閉鎖装置を取り付ける防火戸の切り込み、補強及びドアチェック・フロアヒンジ	○						
埋込器具等の取付箇所のボード類・下地の切り込み・下地の補強	○						
軽量鉄骨壁のボックス取付けの下地	○						
埋込型分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠		○					
同上埋込部の補強	○						
電気室等の基礎及びピット	○						
自家発電機の主燃料槽		○					
流し排水トラップ（目皿共）	○		○				
洗面器用鏡			○				
厨房機器			○				
消火栓箱下地組及び切込み	○						
床及び流し等への切込み	○						
機器用基礎	○						
同上架台		○	○	○			
同上機器の故障警報用電気工事		○					
小便器用感知洗浄装置への電源供給配管配線		○					
機器への給排水配管接続工事			○				
機器へのガス配管接続					○		
機器付属操作盤一次側電気工事（接地共）		○					
同上二次側電気工事			○	○			
機器操作スイッチ類の取付及び配線			○	○			
同上配管及び取付ボックス		○					
セント型エアコンの室内から室外渡り配線				○			
マルチ型エアコンの室内機間の渡り配線		○					電源線
空調自動制御機器用電気工事（配管配線共）		○					
換気扇取付枠	○						
換気扇（窓付け）		○					
ガス湯沸器			○				
同上排気筒				○			
湯沸場の排気フード				○			
ガラリ及び取付工事（給排気共）	○						
吸出口・吸込口・天井換気扇等の下地組及び切り込み	○						
カーテンボックス・カーテンレール	○						
カーテン・暗幕・ブラインド						○	
消火器						○	

(4) 昇降機

工事種別	建 築	電 気	昇降機	備考
昇降路及び機械室の築造工事	○			
機械室天井に吊りフックの取付け	○			
エレベーター監視盤の製作及び据付			○	
機械室床機器搬入の穴明け及び復旧	○			
機械室床配管後のシグ-コンクリート打設	○			
機械室床の防塵塗装	○			
機械室の採光窓、換気ガラリ等	○			
機械室換気扇		○		
機械室天井及び昇降路頂部の自火報感知器		○		
機械室の照明及びコンセント工事		○		
ピット内コンセント工事		○		
機械室内制御盤以降の2次側配管配線			○	
電気室から機械室内制御盤1次側までの動力用・電灯用電線配管配線		○		
乗場据付後の出入り口廻りの壁及び床仕上	○			
ピット内防水工事	○			
各階乗場開口（乗場位置表示器、押釦等）			○	
同上モルタル詰め			○	
軌条中間ビーム等の昇降路内の鋼材取付			○	
昇降路外部の電話用配管配線		○		
館内放送用信号線の昇降路までの配線		○		
機器搬入用資材の設置			○	
機械室床壁及び扉の防音工事	○			
ピット点検用タラップの設置工事			○	
エレベーター内のカメラの設置			○	
モーター用配管配線及びモーターレール ^{レール} の設置調整		○	○	昇降路内は昇降機
フェッシャープレートの取付け			○	
三方枠			○	
三方枠廻りのモルタル詰め			○	